

令和6年第5回 琴浦町教育委員会定例会 日程

と き：令和6年4月25日（木）13:30～

ところ：まなびタウンとうはく 第1会議室

1 開 会

2 議事録署名委員の指名（新田委員、鍛川委員）

3 教育長あいさつ

4 各課報告

5 令和6年度 主要業務目標設定、懸案事項確認について

6 議 事

議案第30号 地区公民館運営協議会委員の委嘱について

議案第31号 町立学校の主任・主事等について（任命）

議案第32号 鳥取県中部地区教科用図書採択協議会の琴浦町教育委員会が選出
する採択協議会委員の承認について

7 報告事項

報告第1号 専決処分について（町立各小・中学校学校運営協議会委員の
任命について）

8 その他

- ・令和5年度琴浦町立中学校卒業生の進路状況について
- ・令和5年度末教職員人事異動について
- ・生徒指導報告について
- ・いじめ重大事態の発生に関する報告について

8 閉 会

【次回の予定】定例会：令和6年5月 日（ ） 13時30分～

6月定例議会一般質問答弁（所信表明）

世界はますます急激に変化しています。わが国、そして鳥取県、ここ琴浦町においても、少子高齢社会の進行や人口減少、環境・エネルギー問題など、持続可能な社会を築くうえで、解決困難な課題や問題と向き合う時代となっています。

そういう時代だからこそ、どんなにAIが発達しても、「人としっかり話し合う」「チームや組織で協力し、問題を解決する」「困難があってもあきらめずチャレンジする」、そのような意欲や心構え、そして行動力がより一層、必要とされると思います。

そのような時代の背景、「琴浦町教育大綱」を踏まえて、私の使命は「ふるさとを想い、人とのつながりを大切にした人づくり・町づくり」だと思っています。さまざまな学びを通して子どもたちのみならず大人も、自らをより高めていくため、よりよく人と繋がっていくための教育の推進、環境整備を行っていくことが、町民の皆さまのより豊かな生活につながり、よりよい琴浦町、魅力的な琴浦町をつくっていくことにつながっていくと思っています。

また、3月まで学校現場におりました。校長として「すべての子どもを最大限成長させる」ことを目標としてきました。そのために、学校は、大人になるための準備期間として、「より良い習慣」を身につける場だと考えています。基本的な生活習慣はもとより、よりよく学ぶ習慣、人を大切にすること、礼儀やマナーを学びそれ実践していくことなど、より良い習慣を身につけていくことで、「すべての子どもを最大限成長させる」ことにつながっていきたいと思います。

しかし、学校が向き合う課題は複雑化・多様化しています。特別な支援を要する児童生徒の増加、不登校や不登校傾向にある児童生徒の増加、さらに、学習指導要領の着実な実施、GIGAスクール構想に伴うICT端末の活用、部活動の地域移行、働き方改革など急激な改革が進められています。このような状況の中で、教師は大きな負担を強いられています。昔も今も、教師は子どもたちにとって最大の教育環境であり、学校教育の成否は、教師の人格と姿勢によるところが大きいと確信しています。したがって、教師は学校の命であり、宝であり、財産です。

まず、少人数学級の実施のみならず、学習支援員、教育相談員、ICT支援員、部活動支援員、部活動の外部指導者など、現場のニーズに引き続き対応するため、教師の支援を行うための必要な人材の配置の拡充が必要です。

次に、人権教育です。人権は、誰にとっても身近でとても大切なものです。日ごろの思いやりで守られるべきものです。人権教育は、「差別の現実から深く学ぶ」ことを原則として実践が積み上げられてきました。そして部落問題の解決を基本としながら、あらゆる人権問題の解決を目指す人間を育成する教育へと発展してきました。社会は変化しています。例えば、バルアフリーという考え方は多くの人に浸透していますが、私が中学生の時にはありませんでした。LGBTについての理解が進んだのもここ7、8年、最近では性暴力による人権侵害などがクローズアップされています。子どもから大人まで、人権が「守られる」よう学び続けていく人権教育の推進・啓発に努めていきます。

最後に、「ふるさと教育」です。琴浦町の各計画の教育方針の一つにあげられています。そこ

には「我が町を誇れる大人になってほしい」という多くの町民の願いが込められています。各学校ではそれぞれの歴史や文化、産業、自然、人物など、地域を題材とした調べ学習や体験活動を行っています。このような教育活動をパッケージとしてまとめて、ネーミング化し、各学校の実態に応じた創意工夫ある学習に育てていきたいと考えています。

さらに、地域の人々と学校が目標やビジョンを共有し、地域と学校が一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」の実現のためにコミュニティ・スクールを、今年度すべての小中学校に導入したところです。「地域とともにある学校」での学びが、子どもたちが自らの生き方を考えることにつながり、地域貢献につながっていくとともに、地域で子どもの成長を支援、応援していくことで、「絆」が生まれ、地域活性化の基盤となることも期待されるところです。

「ふるさとを想い、人とのつながりを大切にしたい人づくり・町づくり」に向けて、琴浦町教育の推進に尽力して参りたいと思います。

校長会あいさつ

令和5年4月27日

教育長 河原裕司

～「学校」の意義～

1 学校とは、子どもたちや教職員、保護者、地域の人々などにより構成される一つの「社会」

子どもたちは、社会の中で、様々な人と関わりながら学び、その学びを通じて、自分の存在が認められることや、自分の活動によって何かを変えたり、社会をよりよくしたりできることなどの実感をもつことができる。

したがって、子どもたちに、新しい時代を切り拓いていくために必要な資質や能力を育むためには、学校が社会や世界と接点を持ちつつ、多様な人々とのつながりを保ちながら学ぶことのできる環境となることが不可欠である。

また、様々な地域の課題の解決に向けても、「**地域とともにある学校**」での学びが、子どもたち自身の生き方や地域貢献につながっていくとともに、地域総がかりで子どもの成長を支援、応援していくことで、地域に「絆」が生まれ地域活性化の基盤となることも期待される場所である。

子どもたちにとって学校は、現実の社会との関わりの中で、毎日の生活を築き上げていく場であるとともに、未来の社会に向けた準備段階としての場である。学校で送る日々の取り組みを通して、未来を創造する力を習得させなければならない。そのための学校の在り方を求め、新しい学校生活の姿と、求められる教育や授業の姿を描き、学校及び教職員は、教科等の在り方を探求しなければならない。

2 「地域とともにある学校」への転換

学校が抱える複雑化、困難化した課題を解決し、子どもたちの生きる力を育むためには地域住民等の参画、協力が必要である。このため、地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「**地域とともにある学校**」へと変換することが求められている。そこで、学校における地域との連携・協働体制を組織的・継続的に確立する観点から、コミュニティ・スクールを導入したところである。

令和6年4月教育委員会定例会報告

教育総務課

1. 校区外・区域外就学の承認について（別紙のとおり）

2. 就学援助の認定について（別紙のとおり）

3. 主な学校関係行事

4/9	始業式
4/10	入学式
4/18	全国学力・学習状況調査
4/24.25	小学校修学旅行
5/8～10	赤碓中学校修学旅行
5/15～17	東伯中学校修学旅行
5/10	琴浦町 PTA 連合協議会総会
5/16	とっとり学力・学習状況調査（小学校）
5/28	とっとり学力・学習状況調査（中学校）
5/21	琴浦町小中学校一斉公開
5/25	小学校運動会
5/29	東伯地区教育委員会連絡協議会定期総会等

校区外就学の承認について

次のとおり、琴浦町立小学校及び中学校の校区外就学等に関する認定要綱(平成20年教育委員会訓令第3号)第2条第1項の規定に基づき承認しました。

【校区外就学】

番号	学年	校区外就学校	指定校	校区外就学期間	認定要件	備考
1	小2	八橋小学校	赤碕小学校	令和6年3月21日～ 令和12年3月31日まで	(1)	新規
2	小6	八橋小学校	浦安小学校	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日まで	(3)	新規(兄妹)
3	小2	八橋小学校	浦安小学校	令和6年4月1日～ 令和11年3月31日まで	(3)	新規(兄妹)

〈参考〉

琴浦町立小学校及び中学校の校区外就学等に関する認定要綱(平成20年教育委員会訓令第3号)

(認定要件) 第2条

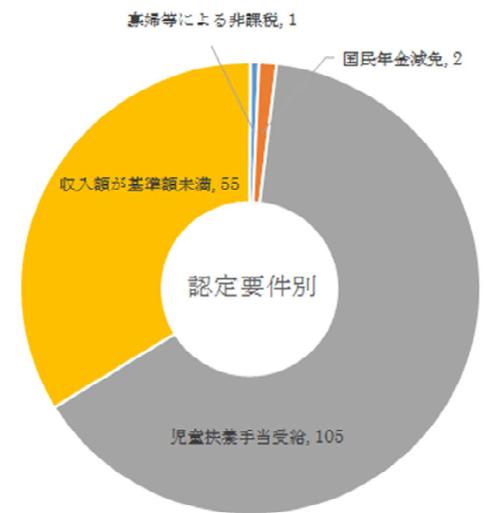
(1) 学年中途等の転居の場合	(2) 新築等により転居予定先区域の学校に就学する場合(転居先住所が確定している場合に限る。)
(3) 小学生の保護者が共に仕事に従事し、児童の下校後、自宅に保護者がいない事情にある者で、預かり先所在地の指定校に就学を希望する場合	(4) 児童生徒の心身の事情、いじめ、不登校等により、指定校へ通学することが困難であり、当該事情に即応した他の学校への就学を希望する場合
(5) 通学の利便性など地理的事情による場合	(6) DV、家庭事情等により、住民票の異動手続きができない場合
(7) 部活動等学校独自の活動による場合	(8) 兄弟姉妹が指定校を変更し、通学している学校への就学を希望する場合
(9) 校区外就学の承認を受けている児童が、当該区域への中学進学を希望する場合	(10) 校区外就学の事由の解消に伴い、指定校が変更となる場合に、周囲の環境又は友人関係を維持するため、今まで通っていた学校に引き続き通学を希望する場合

令和6年度就学援助の支給認定について

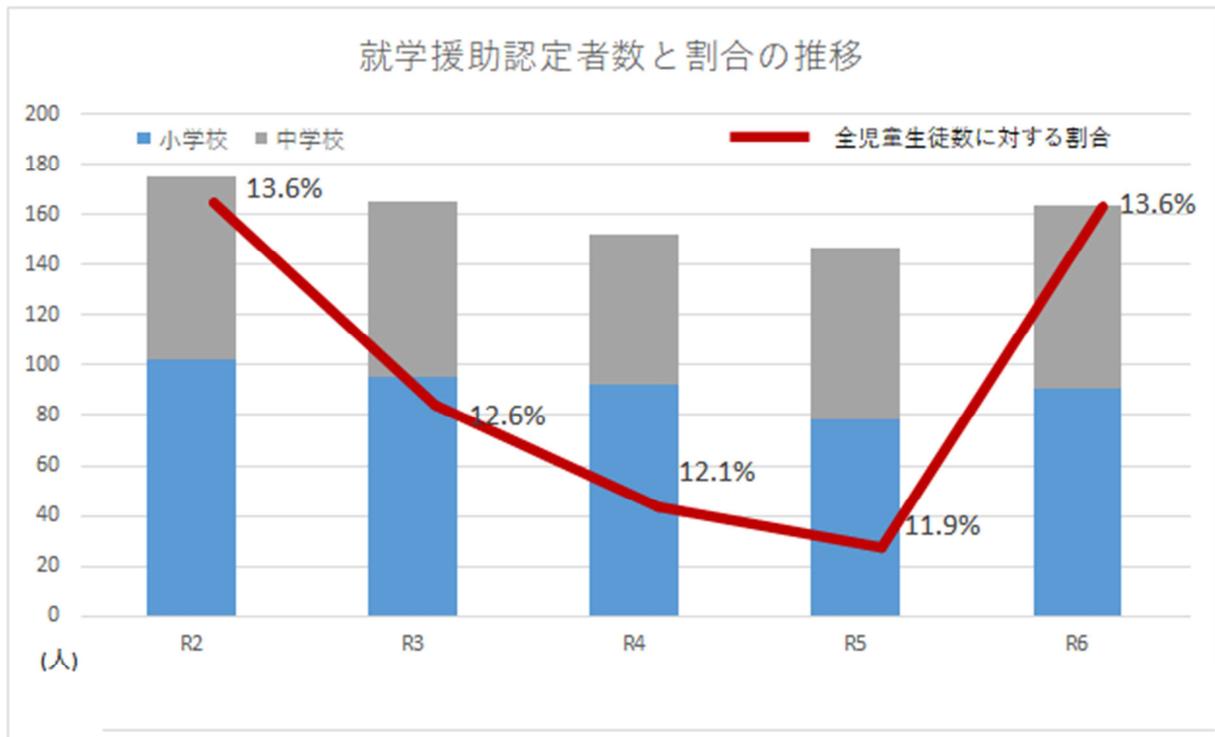
琴浦町就学援助支給に関する要綱（平成19年琴浦町教育委員会訓令第1号）の規定に基づき、つぎのとおり決定したので報告します。

申請受付期間 ～令和6年4月12日
申請受付及び決定状況

学校名	申請 件数	認定	不認定	認定者数 の割合
合 計	163	163	0	13.6%



4月22日現在



1. 部活動在り方検討会会議報告について

琴浦町部活動在り方検討会設置要綱第2条により、検討結果を教育委員会に報告するもの。

開催日：令和6年3月19日（火）

- 内容：
- ・鳥取県内各自治体の検討及び進捗状況の共有
 - ・琴浦町の外部指導者、部活動指導者の設置状況とR6の予定を報告
 - ・前回の検討会の内容を各組織で共有し出た意見を報告
 - ・課題は保護者の送迎、指導者の確保
 - ・今後、種目を絞り試行的に取り組めないか具体的に考える
 - ・その他、詳細は別紙報告書（概要版）のとおり

2. 2024 ガイナーレ鳥取 琴浦町ホームタウンデーの開催について

①概要

ガイナレ鳥取では、地域に密着した活動の一環として、2013年からホームゲームでの市町村別イベントを実施しています。

町の観光PRや町民へのプロスポーツへ触れる機会の創出等を目的に、次のとおりホームタウンデーを開催します。

②日時・内容

日時：令和6年5月3日（金・祝）13:00 キックオフ
ガイナレ鳥取 VS 大宮（さいたま市）

◆日程（予定）

- 10:00 総合体育館駐車場 出発（応援バスツアー）
- 11:00 応援バス着（10:30 物販開始）
- 12:30 PRトーク・特産品贈呈
- 13:00 キックオフ

会場：Axis（アクシス）バードスタジアム

主催：(株)SC鳥取、琴浦町、琴浦町教育委員会

チケット：まち割チケット 大人 1,000円/人（バックスタンド自由席）

学生は「ハッピーメモリーズパス」登録で無料

◆ハッピーメモリーズパス

小・中・高校生・大学生・専門学校生は、ハッピーメモリーズパスで全ホームゲームを無料で観戦できます。

ガイナレ鳥取のホームページから、試合の1週間前までに登録が必要です。

③応援バスツアーについて

ホームタウンデイを盛り上げるため、無料応援バスを運行します。

出発時間：5月3日（金）10：00 総合体育館駐車場出発

定員：先着70名（チケット代は各自）

申し込み：4月26日（金）までに総合体育館へ申し込み

3. 河本家春の特別公開について

期間：4月27日（土）から5月1日（水）

内容：別紙ちらしのとおり

会議報告書（概要版）

- 【会議名】 令和5年度 第2回 琴浦町部活動在り方検討会
【日時】 令和6年3月19日（火）18時30分～19時30分
【場所】 まなびタウンとうはく3階第一会議室

1 要旨

中学校部活動については、かねてより生徒数の減少、教職員の働き方改革の観点から運営が困難な状況が続いている。

こうした状況を踏まえ、国はガイドライン、県は推進計画を示したところ。

鳥取県は計画の中で、休日における部活動については地域連携・地域移行を推進していくことを確認し、本町においても中学校部活動の在り方を検討するために本検討会を設置し、検討をしていくものとする。

2 出席状況

出席 8名（欠席 1名）

3 意見交換

事務局より以下を報告。

- ①鳥取県内における各自治体の進捗状況
- ②琴浦町の外部指導者、部活動指導員の設置状況、来年度の予定数

【主な意見】

- ・部活動を地域移行するとした場合、指導者はボランティアでは難しい。
- ・部活動とスポーツクラブの違い（教育と競技として勝つこと）にどう線引きをするか。
- ・指導者の確保が課題となってくるのではないか。
- ・移動（送迎）の問題があるのではないか。
- ・まずは土日にでれる教員、外部指導員という段階をふんではどうか。
- ・スポーツの多様化もあり、選択肢も増えている。十分な競技人数を確保できない部活もでてきている。
- ・若い世代の指導者は、家庭環境の事もあり、時間の確保が難しいのではないか。

【今後検討していく事項】

①保護者の送迎

地域クラブ、拠点校型を検討して行くにあたって、地理的な制約が課題となっている。地域、家庭環境によっては、送迎が難しい場合もあるため、スクールバスの使用など検討していく。

②指導者の確保

若い世代の指導者の確保が難しいという意見があった。

賃金だけではなく、家族構成、プライベートとのバランスをとる必要がある（※教員も同様）。

情報提供を呼びかけると共に、適任者をあためる必要がある。

【次回に向けて】

引き続き情報共有や検討の場を持っていく。

種目を絞り、夏休みなど試行的にできないか、案を考えてみる。

以上

別紙

琴浦町部活動在り方検討会委員名簿

(令和5年12月26日現在)

番号	氏名	備考
1	齋尾 二美世	浦安小学校長
2	眞山 隆博	東伯中学校長 (委員長)
3	山根 純一	八橋小学校 PTA 会長 (副委員長)
4	池山 渉	赤碕中学校 PTA 会長
5	山口 源太	赤碕中学校 部活動担当教員
6	竹中 勝利	部活動外部指導員
7	野田 悦子	指導者協議会
8	田子 義則	琴浦町スポーツ協会
9	丸山 保	琴浦町スポーツ推進委員
10		
事務局	河原 裕司	教育長
	桑本 真由美	教育総務課長
	岸田 和久	教育総務課参事兼指導主事
	山根 利恵	社会教育課長
	柏木 貞昭	社会教育課長補佐兼社会体育係長
	谷田 明日香	社会教育課生涯学習係 主任

令和6年4月 教育委員会定例会報告

人権・同和教育課

1 琴浦町人権・同和教育部落懇談会の実施について

(1) 目的

- ・ 町民一人ひとりが人権を正しく理解し、あらゆる差別の解消と人権尊重のまちづくりを推進するため、人権・同和教育部落懇談会を開催し、地域における人権意識の高揚を図る。

(2) テーマ 「災害と人権」

- ・ 災害に備える地域での取り組みや、地域に暮らす様々な人々（特に配慮を要する高齢者・障がいのある人・乳幼児等）と必要な配慮について、各部落の皆様で話し合ってください。

※ 町職員も各部落の役員の皆様と連携して推進を行う。

(3) 開催時期 10月～12月

- ・ 各部落単位で行う。

(4) 推進方法等

- ・ 各区長に対し、部落懇談会の協力をお願い。
- ・ 各地区事前研修会(9月)
各区長、人権教育推進員等に懇談会のねらい・教材・推進方法の説明。
- ・ 部落懇談会の開催(10月～12月)
教材による話し合い、アンケート

2 差別事象の発生について

(1) 経緯

令和6年2月下旬に町内高齢者福祉施設で差別事象（差別発言）が発生したため、関係者に事実確認を行うとともに、町差別事象検討委員会を開催し、再発防止に向けた協議を行った。

(2) 事象内容

項目	内容
1 発生日	令和6年2月20日（火）
2 発生場所	町内高齢者福祉施設内
3 差別的言動をした人	施設入所者 Aさん（女性 91歳）
4 差別をされた人	施設入所者 Bさん（男性 72歳）
5 差別事象の内容	① 施設内で大声で歌っていたAさんに、Bさんが注意したところ、Aさんが腹を立て、Bさんに対して、「この同和が」と発言。 ② Bさんは、施設に入所して約10年経つが、以前も別の方から同様の発言をされたことがある。また、Aさんへの聞き取りの中からも、苗字等で入所者を被差別部落の人と特定し、差別するような状況があった。 ③ このような状況を施設側は把握しておらず、施設内でも近年入所者対象の人権研修は行っていない状況である。
6 事象の差別性	部落差別の厳しい時代を経験し、学習する機会も少なかった高齢者の中には、根強い差別意識をもったままの方がいる。 高齢者が一緒に生活する施設の中で、あからさまに言わないが、誰が被差別部落の人か噂話をする状況がある。

(3) 行政の対応

速やかに事実確認を行い、3月19日（火）琴浦町差別事象検討委員会（委員長：副町長）を開催し、差別事象の報告を行うとともに、再発防止に向けた取り組み、効果的な啓発方法等について協議。（施設関係者もオブザーバーとして参加）

(4) 再発防止に向けた取り組み及び今後の啓発等

（施設の取り組み）

- ・当事者へのケアや入所者への啓発など必要な取り組みを検討していただく。

※施設側の自発的な取り組みが大切。

（町の取り組み）

- ・施設が人権研修を行う際の講師派遣、教材等の提供。
- ・施設内の環境づくりへの協力。（人権標語・啓発ポスターの提供等）

※上記の取り組みを、町内の他の高齢者福祉施設も含め行っていく。（関係課と連携）

令和6年度人権まなびの講座年間予定

町民の皆さまに様々な人権課題に関心をもってもらえるよう各講座を計画しました。
初めての方でもわかりやすい内容にしています。多くの参加お待ちしております。

【開催予定の講座】会場：各文化センター

とうはく人権まなびの講座 (主催：東伯文化センター ☎52-2773)	あかさき人権まなびの講座 (主催：赤碓文化センター ☎55-0741)
<p>〈映画上映会&トーク〉 日時 5月11日(土) 13:30～ 内容 デフリンピックについて 講師 デフリンピック出場経験者</p>	<p>日時 6月13日(木) 19:30～ 内容 性犯罪と性被害そして支援について 講師 クローバーとっとり 葉原 美保さん</p>
<p>日時 6月29日(土) 10:00～ 内容 引きこもり、不登校について 講師 鳥取県精神保健福祉センター 所長 原田 豊さん</p>	<p>日時 7月25日(木) 19:30～ 内容 まなび直そう部落の歴史 講師 外川 正明さん(京都教育大学名誉教授、鳥取環境大学名誉教授)</p>
<p>〈映画上映会〉 日時 7月13日(土) 13:00～ 内容 私のはなし、部落のはなし</p>	<p>日時 8月29日(木) 19:30～ 内容 LGB TQ+と呼ばれている人の人権 講師 任意団体ゆるしか 田中 或さん</p>
<p>日時 9月9日(月) 19:30～ 内容 更生保護について 講師 鳥取保護観察所 職員</p>	<p>日時 9月26日(木) 19:30～ 内容 ひとりぼっちをつくらないうつながる社会 づくり 講師 川口 寿弘さん</p>
<p>〈第49回とうはく部落解放文化祭 人権・同和教育講演会〉 日時 10月27日(日) 13:30～ 内容 発達障害について 講師 三木 崇弘さん</p>	<p>〈第39回あかさき部落解放文化祭 講演会〉 日時 10月26日(土) 14:00～ 内容 「すばらしき部落の伝承文化」 ～円通寺人形芝居から学ぶ～ 講師 円通寺人形保存会のみなさん</p>

研修を支援する事業のご案内

【人権・同和教育ファシリテーター養成講座】

対象 小・中学校のPTA

目的 人権・同和教育の指導的役割を担っていく人材を育てていくために実施しています。

※講座回数、内容などをご相談ください。

【対象別人権・同和教育研修支援事業】

企業やPTAなどの団体で人権研修を開催された際に、研修会に係る講師謝金を助成します。

〈参考〉

区分	町内	町外
大学教授等	12,000円	18,000円
一般学識経験者	8,000円	12,000円

問合せ先 人権・同和教育課 ☎52-1162

議案第30号

琴浦町各地区公民館運営協議会委員の委嘱について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第30条第1項並びに琴浦町公民館条例（平成17年条例第28号）第6条第2項の規定により、次の者を委員に委嘱したいので、本委員会の同意を求める。

令和6年 4月25日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 河 原 裕 司

八橋地区公民館運営協議会委員推薦名簿

(任 期：令和6年4月1日～令和8年3月31日)

氏 名	備 考
園 博行	八橋小学校長

古布庄地区公民館運営協議会委員推薦名簿

(任 期：令和6年4月1日～令和8年3月31日)

氏 名	備 考
耳井 隆	古布庄まちづくり協議会 監事
池口 宗徳	古布庄まちづくり協議会 監事
横山 純一	古布庄まちづくり協議会 生活あんしん部 部長
御古 功	古布庄まちづくり協議会 生活あんしん部 副部長
生田 孝子	古布庄まちづくり協議会 いきいき健康部 部長
永代 綾子	古布庄まちづくり協議会 いきいき健康部 副部長
山根 勇	古布庄まちづくり協議会 地域ふれあい部 部長
治郎丸 彰	古布庄まちづくり協議会 地域ふれあい部 副部長
永代 真澄	古布庄まちづくり協議会 まちおこし部 部長
横山 俊博	古布庄まちづくり協議会 まちおこし部 副部長

成美地区公民館運営協議会委員推薦名簿

(任 期：令和6年4月1日～令和8年3月31日)

氏 名	備 考
大石 陽一郎	スポーツ推進員
足立 康一	地域活動
前田 譲	青少年活動
財賀 祥生	スポーツ推進
小谷 友幸	地域活動
中本 賢吾	地域活動
西村 憲人	青少年活動
福本 千等	スポーツ推進
西村 さなみ	地域活動
北野 立代	地域活動

安田地区公民館運営協議会委員推薦名簿

(任 期：令和6年4月1日～令和8年3月31日)

氏 名	備 考
小泉 傑	安田地域づくり協議会 会長
倉長 英美	安田地域づくり協議会 副会長
田中 朱美	安田地域づくり協議会 社会教育部長
眞山 一郎	安田地域づくり協議会 社会教育部 副部長
前田 悟志	安田地域づくり協議会 ふれあい地域づくり部 部長
永田 貴郁	安田地域づくり協議会 ふれあい地域づくり部 副部長
高塚 俊藏	安田地域づくり協議会 防災安全部 部長
大本 雄飛	安田地域づくり協議会 防災安全部 副部長
小泉 和枝	安田地域づくり協議会 健康福祉部 部長
小泉 真樹	安田地域づくり協議会 健康福祉部 副部長

議案第31号

町立各小・中学校主任・主事等の任命について

琴浦町立小・中学校管理規則（平成16年琴浦町教育委員会規則第14号）第26条第6項、第27条第3項、第28条第3項、第34条の2第3項、及び第62条第2項の規定に基づき、次の者を任命したいので、本委員会の同意を求める。

令和6年4月25日 提出

琴浦町教育委員会教育長 河原 裕司

令和6年度琴浦町立小中学校教務主任等										
	浦安小学校	聖郷小学校	八橋小学校	赤碕小学校	船上小学校	東伯中学校	赤碕中学校			
1	教務主任	井谷 初美	田中 広美	谷田 健司	山下 奈子	岩間 薫	吉水 弘	福木 善夫		
2	学年主任(1年)						濱田 香織	河本 良子		
	学年主任(2年)	山田由美子					小松亜希恵	田中 愛		
	学年主任(3年)						石谷留美子	中本 佳代		
	学年主任(4年)	澁谷 雄志			山下 奈子 (岩山 友里)					
	学年主任(5年)				横山 寛之					
	学年主任(6年)									
3	保健体育主事	山田由美子	野口 賢一	竹本 和博	谷岡 裕子	石田 大地	下田いづみ	木村 鈴子		
4	人権教育主任	山下 通考	田中 美月	岡本 香織	横山 寛之	山田 裕二	更田 暢宏	原田 里輝		
5	生徒指導主事						小松亜希恵	山根 光昭		
6	生徒指導主任	荒木健太郎	田中 広美	植松 優希	山田 康之	小谷 明寛				
7	進路指導主事						中島 航貴	中本 佳代		
8	衛生推進者	磯江 孝	浅田 康行	小田 晴子	岸本 隆治	中川由紀子	尾崎 豊久	早田 晶		
9	衛生管理者									
10	防火管理者	磯江 孝	浅田 康行	小田 晴子	岸本 隆治	中川由紀子	尾崎 豊久	早田 晶		
11	司書教諭	河本 恵子	田中 広美	豊嶋 里美	谷岡 裕子	岩間 薫	澤田 恵美	磯江 彩歌		

議案第 3 2 号

鳥取県中部地区教科用図書採択協議会の琴浦町教育委員会が選出する採択協議会委員の承認について

令和 7 年度から使用する中学校教科用図書を採択するため、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 3 8 年法律第 1 8 2 号）第 1 3 条第 4 項の規定により、倉吉市、湯梨浜町、三朝町、北栄町、琴浦町の各市町村教育委員会が、鳥取県中部地区教科用図書採択協議会を開催する。

本協議会の開催にあたり、下記のとおり琴浦町教育委員会が選出する採択協議会委員の承認を求める。

記

鳥取県中部地区教科用図書採択協議会委員

教育長 河原 裕司

令和 6 年 4 月 2 5 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 河 原 裕 司

報告第1号

専決処分（町立各小・中学校学校運営協議会委員の変更について）

町立各小・中学校学校運営協議会委員の変更について、琴浦町教育委員会教育長への事務委任規則（平成16年琴浦町教育委員会規則第7号）第4条第3号の規定により専決したので、別紙のとおり報告します。

令和6年4月25日 報 告

琴浦町教育委員会教育長 河 原 裕 司

町立各小・中学校学校運営協議会委員の変更

学校名	変更前委員名	変更後委員名
浦安小学校	伊山 俊彦	橋本 幸太
八橋小学校	秋田 博文 桑本 正紀 鍛川 智恵	園 博行 松田 洋子 橋本 紀子
赤碕小学校	井谷 初美	新井 紀子
船上小学校	久米 康 福島 直美	東 信太朗 中川由紀子

変更年月日 令和6年4月1日